

全 員 協 議 会

令和6年11月26日（火）

○ 議 題

1. 専決処分報告について

- ・損害賠償の額の決定及び和解について（資料No.1-1） 「土木建設課」
- ・損害賠償の額の決定及び和解について（資料No.1-2） 「　〃　」

2. 専決処分報告について

- ・令和6年度 一般会計補正予算（第4号 資料No.2-1） 「財政課」
- ・令和6年度 一般会計補正予算（第5号 資料No.2-2） 「　〃　」

3. 財産の取得について（資料No.3）

- ・教育ネットワークサーバ更新等

4. 条例議案について（資料No.4）

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 外5件

5. 公の施設に係る指定管理者の指定について（資料No.5）

「政策企画課」

6. 町の区域の変更について（資料No.6）

「都市計画課」

7. 令和6年度補正予算の概要について（資料No.7）

「財政課」

8. 定住促進空き家活用事業及び地域商業活性化支援事業について（資料No.8）

「地域振興課」「商工観光課」

9. 都市下水路管理費について（資料No.9）

「土木建設課」

10. 西部統合小学校建設事業について（資料No.10）

「学校教育課」

専決処分について

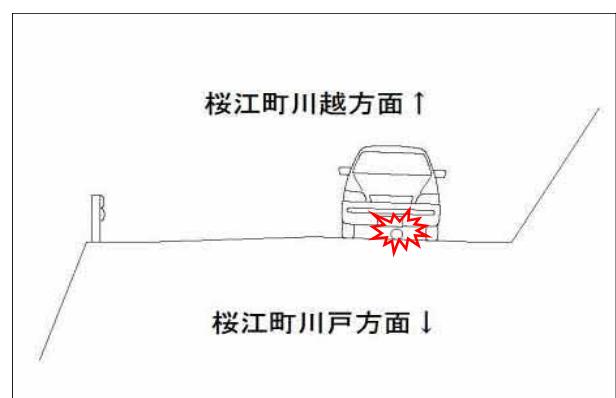
(車両事故の損害賠償報告)

1. 事故発生日時	令和6年10月1日（火）午前9時10分頃
2. 事故発生場所	江津市桜江町田津 市道川戸渡田線
3. 事故の状況	当該車両が、桜江町川越方面から桜江町川戸方面へ走行中、市道にあつた落石を跨いだ際、車両下部に接触し同箇所が破損した車両物損事故。
4. 当方の過失率	20%
5. 損害賠償の額	5,896円
6. 示談日	令和6年10月31日
7. 専決処分日	令和6年11月8日

位置図



事故状況図



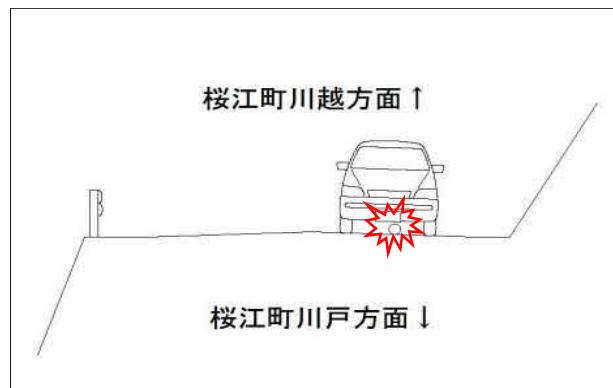
専決処分について

(車両事故の損害賠償報告)

1. 事故発生日時	令和6年10月19日（土）午前9時30分頃
2. 事故発生場所	江津市桜江町川戸 市道川戸渡田線
3. 事故の状況	当該車両が、桜江町川越方面から桜江町川戸方面へ走行中、市道法面からの落石が車両前面部に接触し車両前面部及び車両下部が破損した車両物損事故。
4. 当方の過失率	100%
5. 損害賠償の額	218,746円
6. 示談日	令和6年10月31日
7. 専決処分日	令和6年11月8日

位置図

事故状況図



令 和 6 年 度

10月9日専決補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和6年度 江津市補正予算総括表

10月9日専決補正予算

単位:千円

会 計 別		補正前の額	補正額	補正後計	令和5年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		18,149,161	20,429	18,169,590	16,306,487	1,863,103	11.4
特別会計	国民健康保険事業	3,184,890		3,184,890	3,095,672	89,218	2.9
	国民健康保険診療所事業	1,627		1,627	2,268	△ 641	△ 28.3
	後期高齢者医療事業	880,511		880,511	863,109	17,402	2.0
	小 計	4,067,028	0	4,067,028	3,961,049	105,979	2.7
合 計		22,216,189	20,429	22,236,618	20,267,536	1,969,082	9.7

令和6年度 一般会計補正予算(第4号)総括表

10月9日専決補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,720,914		2,720,914	
2. 地方譲与税	171,100		171,100	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,000		13,000	
10. 地方交付税	6,160,000		6,160,000	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	108,248		108,248	
13. 使用料及び手数料	208,322		208,322	
14. 国庫支出金	2,486,816		2,486,816	
15. 県支出金	1,408,402	20,423	1,428,825	
16. 財産収入	15,630		15,630	
17. 寄 付 金	417,960		417,960	
18. 繙 入 金	1,008,427		1,008,427	
19. 繙 越 金	604,837		604,837	
20. 諸 収 入	626,205	6	626,211	
21. 市 債	1,591,300		1,591,300	
歳 入 合 計	18,149,161	20,429	18,169,590	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	137,638		137,638	
2. 総 務 費	2,878,033	20,429	2,898,462	
3. 民 生 費	5,722,578		5,722,578	
4. 衛 生 費	1,441,851		1,441,851	
5. 労 働 費	36,736		36,736	
6. 農林水産業費	1,445,874		1,445,874	
7. 商 工 費	248,548		248,548	
8. 土 木 費	1,792,186		1,792,186	
9. 消 防 費	677,361		677,361	
10. 教 育 費	1,714,264		1,714,264	
11. 災害復旧費	41,184		41,184	
12. 公 債 費	2,002,908		2,002,908	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	18,149,161	20,429	18,169,590	

令和6年度 10月9日専決補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの			
15 県支出金	1,408,402	20,423	1,428,825	衆議院議員選挙執行経費 20,423			
20 諸収入	626,205	6	626,211	雇用保険料納付金 6			
合 計		20,429					

令和6年度 10月9日専決補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳						
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事 業 概 要									
総務費										
衆議院議員選挙費		20,429	20,429		20,423			6		
衆議院議員選挙費	衆議院議員選挙経費									

令 和 6 年 度

11月15日専決補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和6年度 江津市補正予算総括表

11月15日専決補正予算

単位:千円

会 計 別		補正前の額	補正額	補正後計	令和5年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		18,169,590	59,026	18,228,616	16,306,487	1,922,129	11.8
特別会計	国民健康保険事業	3,184,890		3,184,890	3,095,672	89,218	2.9
	国民健康保険診療所事業	1,627		1,627	2,268	△ 641	△ 28.3
	後期高齢者医療事業	880,511		880,511	863,109	17,402	2.0
	小 計	4,067,028	0	4,067,028	3,961,049	105,979	2.7
合 計		22,236,618	59,026	22,295,644	20,267,536	2,028,108	10.0

令和6年度 一般会計補正予算(第5号)総括表

11月15日専決補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,720,914		2,720,914	
2. 地方譲与税	171,100		171,100	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,000		13,000	
10. 地方交付税	6,160,000	30,457	6,190,457	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	108,248	3,000	111,248	
13. 使用料及び手数料	208,322		208,322	
14. 国庫支出金	2,486,816	4,669	2,491,485	
15. 県支出金	1,428,825	5,000	1,433,825	
16. 財産収入	15,630		15,630	
17. 寄 付 金	417,960		417,960	
18. 繙 入 金	1,008,427		1,008,427	
19. 繙 越 金	604,837		604,837	
20. 諸 収 入	626,211		626,211	
21. 市 債	1,591,300	15,900	1,607,200	
歳 入 合 計	18,169,590	59,026	18,228,616	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	137,638		137,638	
2. 総 務 費	2,898,462		2,898,462	
3. 民 生 費	5,722,578		5,722,578	
4. 衛 生 費	1,441,851		1,441,851	
5. 労 働 費	36,736		36,736	
6. 農林水産業費	1,445,874		1,445,874	
7. 商 工 費	248,548		248,548	
8. 土 木 費	1,792,186		1,792,186	
9. 消 防 費	677,361		677,361	
10. 教 育 費	1,714,264		1,714,264	
11. 災害復旧費	41,184	59,026	100,210	
12. 公 債 費	2,002,908		2,002,908	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	18,169,590	59,026	18,228,616	

令和6年度 11月15日専決補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの			
10 地方交付税	6,160,000	30,457	6,190,457	普通交付税	30,457		
12 分担金及び負担金	108,248	3,000	111,248	農林水産施設災害復旧事業分担金	3,000		
14 国庫支出金	2,486,816	4,669	2,491,485	公共土木施設災害復旧事業費負担金(現年)	4,669		
15 県支出金	1,428,825	5,000	1,433,825	農地災害復旧事業補助金(現年)	5,000		
21 市債	1,591,300	15,900	1,607,200	現年発生農地災害復旧事業	3,300	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	12,600
合 計		59,026					

令和6年度 11月15日専決補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事 業 概 要							
災害復旧費								
現年発生農業用施設災害復旧費	3,910	2,800	6,710					2,800
現年発生農業用施設災害復旧事業	《単独》農業用施設修繕料(6か所)							
現年発生林業施設災害復旧費	6,900	3,700	10,600					3,700
現年発生林道災害復旧事業	《単独》林道施設修繕料(10か所)							
現年発生農地災害復旧費		12,502	12,502		5,000	3,300	3,000	1,202
現年発生農地災害復旧事業	《補助》 復旧工事費 10,302千円(農地2か所) 財源:県 5,000千円、分担金 3,000千円、市債 2,000千円 《起債単独》 測量業務委託料 2,000千円(補助災分) 財源:市債 1,300千円 《単独》 測量業務委託料(増嵩申請) 200千円							
現年発生公共土木施設災害復旧費	30,374	40,024	70,398	4,669		12,600		22,755
現年発生公共土木施設災害復旧事業	《補助》 復旧工事費 7,000千円(道路災1か所)、事務費 424千円 財源:国 4,669千円、市債 2,700千円 《起債単独》 測量業務委託料 3,400千円(補助災分 2,000千円、起債単独災分 1,400千円) 復旧工事費 6,500千円(道路災2か所) 財源:市債 9,900千円 《単独》 修繕料 22,700千円(道路災 19,800千円、河川災 2,900千円)							

令和6年度 11月15日専決補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳													
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	5-2.一般補助施設整備等	6.一般単独(6-3~6は内書き)					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策	
										6.一般単独計	6-3.内緊急防災	6-4.内公共施設等	6-5.内緊急自然災害	6-6.内緊急凌濶				
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	8	99,100		99,100													99,100
	市民センター整備事業	8	2,700		2,700													2,700
	有福温泉公衆浴場整備事業	7	1,900		1,900												1,900	
	地域コミュニティ交流センター整備事業	8	4,400		4,400													4,400
	生活交通バス整備事業	8	12,000		12,000													12,000
	江津ひと・まちプラザ整備事業	8	4,100		4,100													4,100
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	8	6,200		6,200													6,200
児童福祉債	保育所等整備事業	8	91,000		91,000													91,000
衛生債	地域医療支援対策事業	8	(100,000)		(100,000)													(100,000)
	エコクリーンセンター整備事業	8	(692,600)		(692,600)													(692,600)
	汚泥共同処理施設周辺整備事業	8	15,800		15,800													15,800
	リサイクル推進施設事業	7	3,200		3,200												3,200	
	不燃物処理場整備事業	8	39,400 (7,000)		39,400 (7,000)													39,400 (7,000)
農業債	農道整備事業	8	15,600		15,600													15,600
	農地耕作条件改善事業	5	15,500 (1,400)		15,500 (1,400)				15,500 (1,400)									
	ライスセンター再編整備事業	8	467,000		467,000													467,000
林業債	災害関連緊急治山事業	6	11,900		11,900					11,900								
	林業専用道開設事業	7	23,500		23,500												23,500	
商工債	地場産業振興センター改修事業	8	(5,700)		(5,700)													(5,700)
	風の国施設整備事業	8	2,800		2,800													2,800
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	6・8	43,500 (1,200)		43,500 (1,200)					13,500		13,500						30,000 (1,200)
	市道敬川試験場線側溝改良事業	8	15,300 (2,000)		15,300 (2,000)													15,300 (2,000)
	橋梁長寿命化事業	7・8	25,900 (16,100)		25,900 (16,100)												4,500	21,400 (16,100)
	通学路整備事業	8	64,700 (300)		64,700 (300)													64,700 (300)
	落石対策事業	1	9,100 (8,800)		9,100 (8,800)	9,100 (8,800)												
	緊急凌濶推進事業	6	10,000		10,000					10,000							10,000	
河川債	急傾斜地崩壊対策事業	6	2,000		2,000					2,000							2,000	
	都市計画債	公園施設長寿命化事業	8	14,300		14,300												14,300
消防債	東高浜市街地整備事業	8	29,100		29,100													29,100
	石見海浜公園整備事業(県営)	8	19,300		19,300													19,300
	防災集団移転促進事業	5・8	137,800 (200)		137,800 (200)				63,300 (200)									74,500
	中央公園整備事業	8	26,500 (9,500)		26,500 (9,500)													26,500 (9,500)
	防災施設整備事業	6	(3,000)		(3,000)					(3,000)	(3,000)							
消防債	消防栓整備事業	6	5,600		5,600					5,600	5,600							
	高機能消防指令センター更新事業	8	28,300		28,300													28,300

令和6年度 11月15日専決補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳											
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	5-2.一般補助施設整備等	6.一般単独 (6-3~6は内書き)					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策
										6.一般単独計	6-3.内緊急防災	6-4.内公共施設等	6-5.内緊急自然災害	6-6.内緊急凍済			
小学校債	大規模改修事業	8	244,000		244,000												244,000
	学校建設事業	8	10,200		10,200												10,200
中学校債	大規模改修事業	8	48,300 (7,200)		48,300 (7,200)												48,300 (7,200)
教育債	学校給食費	8	11,500		11,500												11,500
臨時財政対策債	臨時財政対策債	13	20,000		20,000												20,000
農林水産施設災害復旧債	現年発生農地災害復旧事業	3		3,300	3,300		1,300	2,000									
	現年発生農業用施設災害復旧事業	3	(2,200)		(2,200)		(2,200)										
公共土木施設等灾害復旧債	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	3	9,800 (11,000)	12,600 (11,000)	22,400 (11,000)		17,000 (11,000)	5,400									
市債・現年分合計				15,900			11,200	4,700									
合計			1,591,300	15,900	1,607,200	9,100	18,300	7,400	78,800	43,000	5,600	13,500	13,900	10,000	33,100	1,397,500	20,000
市債・繰越分合計 ()書き			(868,200)		(868,200)	(8,800)	(13,200)		(1,600)	(3,000)	(3,000)						(841,600)
市債・現年分 繰越分 合計			2,459,500	15,900	2,475,400	17,900	31,500	7,400	80,400	46,000	8,600	13,500	13,900	10,000	33,100	2,239,100	20,000

財産の取得について (教育ネットワークセンターサーバ更新及び再構築)

1. 事業の目的

平成30年度に導入した教育ネットワークのセンターサーバが更新時期を迎えたため、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、オンプレ型からクラウドサービスへ移行するとともに、セキュリティ強化や通信速度の高速化を行い、校務の利便性の向上を図る。

2. 事業の内容

クラウドサービス利用に移行するために必要な機器や、セキュリティ対策のために新たに導入する顔認証用サーバ及び必要なソフトウェアを購入する。併せて、通信速度の向上を図るため、公共ネットワークから石見ケーブルビジョンの回線に切り替える。

3. 事業の効果と目標

クラウドを活用することにより、他校や出張先でも校務や学習の準備をすることができ業務の効率化を図ることができる。

4. 事業費（契約内容）

①契約名	令和6年度江津市教育ネットワークセンターサーバ更新 及び再構築業務
②取得方法	随意契約
③取得予定金額	39,506,192円（税込）（令和6年11月7日仮契約） (ハード：9,299,510円、ソフト30,206,682円)
④委託期限	令和7年2月28日
⑤契約の相手方	江津市都野津町2326番地11 ティーエスケイ情報システム株式会社西部営業所 所長 安部 凌次

条 例 議 案 に つ い て

- 議案第 56 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 57 号 番号法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 58 号 江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 59 号 江津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 60 号 江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 61 号 江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 56 号

条例名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例	区分	一部改正
制定の理由	刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（令和4年法律第68号）の改正により、刑事施設における受刑者の処遇のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴う、関係条例の所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下記条例において、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 <p>①江津市表彰条例</p> <p>②職員の給与に関する条例</p> <p>③江津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例</p> <p>④江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例</p>		
施行期日	令和7年6月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市表彰条例（昭和34年江津市条例第156号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
(欠格条項) 第5条 前条の規定にかかわらず <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、表彰の対象としない。	(欠格条項) 第5条 前条の規定にかかわらず <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、表彰の対象としない。

職員の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第4号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<u>第8条の5 削除</u>	[削る]
第9条～第15条 [略] (期末手当) 第16条 [略] 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの	第9条～第15条 [略] (期末手当) 第16条 [略] 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) [略]

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) [略]

4 ~ 6 [略]

4 ~ 6 [略]

江津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和52年江津市条例第20号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年江津市条例第293号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

議案第 57 号

条例名	番号法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	区分	一部改正
制定の理由	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の改正により、番号法に項ずれが生じたことに伴う、関係条例の所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第2条第8項～第15項が1項ずつ繰り下がることによる、下記条例中の当該引用箇所の修正。 <p>①江津市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例 ②江津市税条例</p>		
施行期日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日		
関連例規等			
備考			

江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年江津市条例第31号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 特定個人情報 法<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務 法<u>第2条第10項</u>に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 特定個人情報 法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務 法<u>第2条第11項</u>に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(7)・(8) [略]</p>

江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>第36条の3～第63条 [略]</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る</p>	<p>第36条の3～第63条 [略]</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る</p>

区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

2 [略]

第63条の3～第88条 [略]

（種別割の減免）

第89条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

2 [略]

第63条の3～第88条 [略]

（種別割の減免）

第89条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) [略]

3 [略]

第90条～第148条 [略]

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) [略]

3 [略]

第90条～第148条 [略]

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する

法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) [略]

法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) [略]

議案第 58 号

条 例 名	江津市手数料条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	<p>コンビニ交付の証明等手数料を、市役所窓口での手数料より低い額に設定することにより、コンビニ交付の交付件数の増加を図る。</p> <p>また、コンビニ交付では手数料の減免が適用できないため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例の内容	<p>①多機能端末機による交付手数料の追加 ・第2条第1号、第29号、第30号に、多機能端末機により交付する場合の手数料を追加する。</p> <p>②手数料減免対象外の明記 ・第5条第1項に、多機能端末により徴収する手数料は適用外とするただし書きを追加する。</p>		
施行期日	<p>①第2条第1号、第29号、第30号の改正規定…令和7年4月1日 ②第5条第1項の改正規定…公布の日</p>		
関連例規等			
備 考			

江津市手数料条例（平成12年江津市条例第2号）新旧对照表

改正前（旧）	改正後（新）
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料 1通につき 450円 _____ _____ _____ _____	(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料 1通につき 450円 <u>(多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)</u> による交付にあっては350円)
(2)～(28) [略]	(2)～(28) [略]
(29) 証明に関する手数料 1件につき 300円 _____	(29) 証明に関する手数料 1件につき 300円 <u>(多機能端末機による交付にあっては200円)</u>
(30) 公簿、公文書の謄本、抄本又は写しの交付手数料 1件につき 300円 _____	(30) 公簿、公文書の謄本、抄本又は写しの交付手数料 1件につき 300円 <u>(多機能端末機による交付にあっては200円)</u>
(31)～(35) [略]	(31)～(35) [略]
(手数料の減免)	(手数料の減免)
第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除するこ	第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除するこ

とができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

とができる。ただし、多機能端末機により徴収する手数料について
は、この限りでない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

議案第 59 号

条例名	江津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>①引用法の条ずれの修正（第4条）</p> <p>②字句の修正（第10条）</p>		
施行期日	<p>①第4条の改正規定…令和7年6月1日</p> <p>②第10条の改正規定…公布の日</p>		
関連例規等			
備 考			

江津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年江津市条例第4号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) [略] (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、 令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び <u>令第21条第2項第1号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。） その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) [略]	(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) [略] (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、 令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び <u>令第22条第2項第1号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。） その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) [略]
第5条～第8条 [略]	第5条～第8条 [略]
(便所) 第9条 [略]	(便所) 第9条 [略]
第10条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第10条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

<p>(1) ア～エ [略]</p> <p>オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 高齢者、<u>障害者</u>等が安易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(1) ア～エ [略]</p> <p>オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 高齢者、<u>障がい者</u>等が安易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>(2) [略]</p>
---	--

議案第 60 号

条例名	江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	水道法施行令、水道法施行規則及び水道法の一部改正に伴う所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>①水道技術管理者の資格要件の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学歴の追加及び学科要件における「機械工学科」若しくは「電気工学科」又はこれらに相当する課程を追加 ・国家資格（1級土木施工管理技士）を追加 ・必要とされる水道に関する技術上の実務年数を簡易水道事業者と同等にする改正 <p>②水道技術管理者の従事事務の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設台帳の作成を追加 		
施行期日	<p>①令和7年4月1日</p> <p>②公布の日</p>		
関連例規等			
備 考			

江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例（平成24年江津市条例第11号）新旧
対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(水道技術管理者の設置及び業務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の業務を行う者は、法第19条第2項第1号から<u>第8号</u>までに定める業務に基づき、次に定める業務に従事し、及びこれらの業務に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(7)・(8)</u> [略]</p> <p><u>(水道技術管理者の資格)</u></p> <p>第3条 <u>水道技術管理者の資格の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術</u> <u>上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例（平成24年江津市条例第13号。以下「布設工事監督員設置条例」という。）</u> <u>第3条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者</u> <hr/><hr/><hr/><hr/></p>	<p>(水道技術管理者の設置及び業務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の業務を行う者は、法第19条第2項第1号から<u>第9号</u>までに定める業務に基づき、次に定める業務に従事し、及びこれらの業務に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 法第22条の3第1項の台帳の作成</u></p> <p><u>(8)・(9)</u> [略]</p> <p><u>(水道技術管理者の資格)</u></p> <p>第3条 <u>水道技術管理者の資格の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術</u> <u>上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例（平成24年江津市条例第13号。以下「布設工事監督員設置条例」という。）</u> <u>第3条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法によ</u></p>

(2) 布設工事監督員設置条例第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年以上、同条第4号に規定する者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 布設工事監督員設置条例第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）については、3年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については5年以上水道に関

る専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 布設工事監督員設置条例第3条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において、布設工事監督員設置条例第3条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道管理に関する講習の課程を修了した者

[新設]

(4) 布設工事監督員設置条例第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上

[新設]

水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

議案第 61 号

条例名	江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴う、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>○布設工事監督者の資格要件の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学歴の追加及び学科要件における「機械工学科」若しくは「電気工学科」又はこれらに相当する課程を追加 ・国家資格（1級土木施工管理技士）を追加 ・必要とされる水道に関する技術上の実務年数を簡易水道事業者と同等にする改正 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例（平成24年江津市条例第13号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p><u>(布設工事監督員の資格)</u></p> <p><u>第3条 布設工事監督員の資格の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>(布設工事監督員の資格)</u></p> <p><u>第3条 布設工事監督員の資格の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

- (4) 学校教育法による高等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 3年以上の土木工事に関する技術上の実務に従事した経験を有し、かつ、3年以上水道工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- _____
- _____
- (6) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻をした後、第1号の卒業者にあっては6月以上、第2号の卒業者にあっては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- _____
- _____
- _____
- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- _____
- _____
- _____
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては

する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

[新設]

[新設]

[新設]

は1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

公の施設に係る指定管理者の指定について

全員協議会 資料№5
R6.11.26 政策企画課

1. 指定管理対象施設 1施設

2. 指定管理対象施設の概要 下表のとおり

番号	施設名	所管課	選定方法	指定管理期間		指定管理候補者名	料金体系	候補者選定の理由
1	江津ひと・まちプラザ	地域振興課	公募	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	5年間	特定非営利活動法人 てご ねっと石見	利用料金制	公募による指定管理候補者の募集を行った結果、申請を行った団体は現指定管理者である同団体のみであった。選定委員会による審査を行った結果、引き続き指定管理者として管理を行うにふさわしいと認められたため、同団体が選定された。

町の区域の変更について

1. 理由

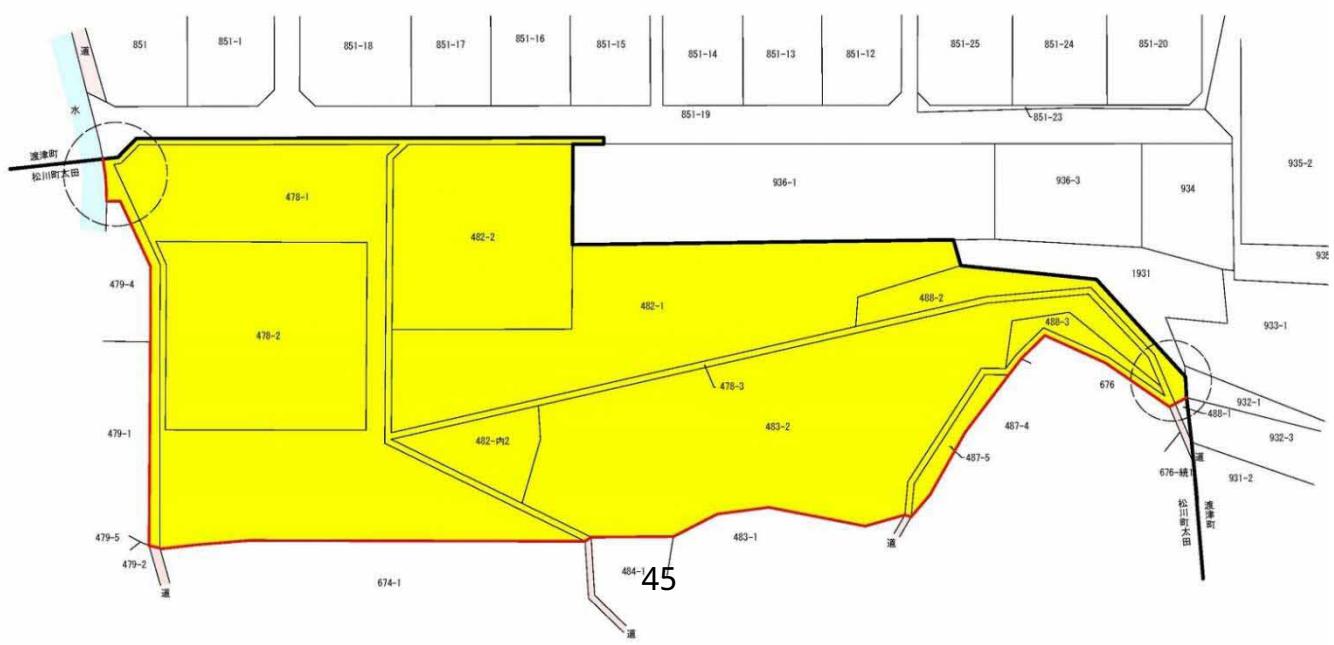
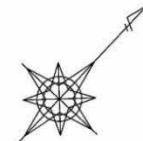
旧市営住宅嘉戸団地の区域は、松川町太田と渡津町とが混在しており、旧市営住宅嘉戸団地造成工事を施工し土地を分譲するにあたり、住所地番の設定に支障が生じるため、区域の変更を行う。

松川町太田の一部（10筆、7,314.08 平方メートル）を渡津町に編入する。



平面図

凡 例	
—	旧町界
—	新町界
■	松川町太田から渡津町に編入する区域



令 和 6 年 度

12月補正予算

予算のあらまし 及び事業概要



令和6年度 江津市補正予算総括表

12月補正予算

単位:千円

会計別		補正前の額	補正額	補正後計	令和5年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		18,228,616	591,106	18,819,722	16,829,795	1,989,927	11.8
特別会計	国民健康保険事業	3,184,890	1,019	3,185,909	3,096,172	89,737	2.9
	国民健康保険診療所事業	1,627		1,627	2,368	△ 741	△ 31.3
	後期高齢者医療事業	880,511	743	881,254	863,809	17,445	2.0
	小計	4,067,028	1,762	4,068,790	3,962,349	106,441	2.7
合計		22,295,644	592,868	22,888,512	20,792,144	2,096,368	10.1

令和6年度 一般会計補正予算(第6号)総括表

12月補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,720,914		2,720,914	
2. 地方譲与税	171,100		171,100	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,000		13,000	
10. 地方交付税	6,190,457	42,323	6,232,780	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	111,248		111,248	
13. 使用料及び手数料	208,322	522	208,844	
14. 国庫支出金	2,491,485	45,617	2,537,102	
15. 県支出金	1,433,825	△ 84,564	1,349,261	
16. 財産収入	15,630	435	16,065	
17. 寄 付 金	417,960	201,055	619,015	
18. 繙 入 金	1,008,427		1,008,427	
19. 繙 越 金	604,837		604,837	
20. 諸 収 入	626,211	118	626,329	
21. 市 債	1,607,200	385,600	1,992,800	
歳 入 合 計	18,228,616	591,106	18,819,722	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	137,638		137,638	
2. 総 務 費	2,898,462	243,046	3,141,508	
3. 民 生 費	5,722,578	42,464	5,765,042	
4. 衛 生 費	1,441,851	412	1,442,263	
5. 労 働 費	36,736		36,736	
6. 農林水産業費	1,445,874	△ 79,495	1,366,379	
7. 商 工 費	248,548	3,013	251,561	
8. 土 木 費	1,792,186	131,802	1,923,988	
9. 消 防 費	677,361		677,361	
10. 教 育 費	1,714,264	249,864	1,964,128	
11. 災害復旧費	100,210		100,210	
12. 公 債 費	2,002,908		2,002,908	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	18,228,616	591,106	18,819,722	

令和6年度 12月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの		
10 地方交付税	6,190,957	42,323	6,233,280	普通交付税 42,323		
13 使用料及び手数料	208,322	522	208,844	戸籍手数料 522		
14 国庫支出金	2,491,485	45,617	2,537,102	障害児入所給付費・医療費等負担金 17,650	戸籍情報システム整備費補助金 7,018	
				障害者総合支援事業費補助金 318	防災集団移転促進事業費補助金 20,631	
15 県支出金	1,433,825	△ 84,564	1,349,261	障がい児入所給付費・医療費等負担金 8,825	中山間地域空き家活用推進モデル事業補助金 10,998	
				強い農業づくり総合支援交付金 △ 106,234	農山漁村地域整備交付金 347	
				地域商業等支援事業費補助金 1,500		
16 財産収入	15,630	435	16,065	財政調整基金運用収入 100	減債基金運用収入 150	
				公共施設等整備管理基金運用収入 50	元気！勇気！感動！ごうつふるさと基金運用収入 50	
				奨学基金運用収入 50		
17 寄付金	417,960	201,055	619,015	一般寄付金 1,055	ふるさとづくり寄付金 200,000	
20 諸収入	626,211	118	626,329	証明書等郵送料 118		
21 市債	1,607,200	385,600	1,992,800	林業専用道開設事業 3,800	東高浜市街地整備事業 8,500	
				防災集団移転促進事業 20,000	都市下水路排水ポンプ整備事業 80,000	
				大規模改修事業 3,000	学校建設事業 270,300	
合 計		591,106				

令和6年度 12月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
総務費								
財産管理費	30,130	7,907	38,037					7,907
普通財産管理費	旧庁舎廃棄物処理・家電リサイクル処理委託料等							
財産管理費	28,368	450	28,818					450
有福温泉公衆浴場管理費	公衆浴場備品購入(コインタイマー付マッサージチェア)							
企画費	2,042	105	2,147				105	
地域振興基金積立金	一般寄付積立分 100千円、運用収入積立分 5千円							
企画費		822	822				822	
地域福祉基金積立金	一般寄付積立分 822千円							
企画費	193,461	78,583	272,044				78,583	
元気！勇気！感動！ ごうつ ふるさと基金積立金	ふるさと寄付金積立分 78,533千円、運用収入積立分 50千円							
企画費	206,559	121,467	328,026				121,467	
ふるさとづくり寄付金事業	ふるさと寄付業務委託料 93,806千円、システム・フォーム利用料 27,661千円							
企画費	12,687	500	13,187					500
カーボンニュートラル推進事業	江津未来プロジェクト実行委員会補助金							
地域振興費	5,696	16,500	22,196			10,998		5,502
定住促進空き家活用事業	空き家活用促進モデル事業補助金(有福温泉)							
戸籍住民基本台帳費	30,710	3,757	34,467	7,018			88	△ 3,349
戸籍住民基本台帳費	・戸籍電算システム振り仮名通知作成業務委託料 3,669千円(財源:国補助金10/10) ・【財源組替】振り仮名通知発送郵券料 3,349千円(一般財源→国補助金10/10) ・証明書発送郵券料(オンライン申請用) 88千円							
戸籍住民基本台帳費	9,898	125	10,023				522	△ 397
コンビニ交付システム管理費	コンビニ交付システム発行手数料							
民生費								
障がい者福祉費	4,247	638	4,885	318				320
障がい者福祉費	障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託料							
児童福祉総務費	120,863	35,300	156,163	17,650	8,825			8,825
児童支援事業	児童通所支援事業							

令和6年度 12月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
児童福祉総務費	6,725	3,245	9,970					3,245
物価高騰対策費	保育施設等給食費緊急対策事業補助金 (公設民営 846千円、私立 2,399千円)							
保育所費	119,909	253	120,162					253
保育所費	給食費(物価高騰)							
保育所費	230,281	4,360	234,641					4,360
統合保育所運営委託事業	めぐみ保育園運営委託料等							

農林水産業費

農業振興費	758,033	△ 106,234	651,799		△ 106,234			
ライスセンター再編整備事業	桜江荷受場新築工事費 △74,807千円、江津市乾燥調製施設増築等工事費 △31,427千円							
農業振興費	42,152	1,400	43,552					1,400
人・農地ビジョン推進事業	地域活性化起業人負担金							
農業振興費	10,987	6,500	17,487					6,500
農林水産物直売所支援事業	漬物製造加工施設整備支援金 3,000千円、屋外喫煙所移設工事費 2,500千円、緊急対応分修繕料 1,000千円							
農地費	24,219	4,000	28,219					4,000
農地費	鹿賀地区床板設置工事費							
土地改良事業費	23,753	7,196	30,949					7,196
都野津畑地灌漑水路撤去事業	灌漑用水路撤去に伴う給水管移転工事費							
林業振興費	40,070	4,130	44,200		347	3,800		△ 17
林業専用道開設事業	林業専用道上口下谷線開設工事費							

商工費

商工振興費	4,580	3,000	7,580		1,500			1,500
商業活性化支援事業	地域商業活性化支援事業費補助金							

土木費

都市公園管理費	61,640	1,840	63,480					1,840
都市公園管理事業	公園施設修繕料							
都市下水路管理費	28,132	80,000	108,132			80,000		
都市下水路管理費	渡津10号都市下水路 排水ポンプ設置工事費							

令和6年度 12月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
市街地整備事業費	67,685	8,500	76,185			8,500		
住環境整備事業	東高浜市街地整備事業 物件移転補償費							
防災集団移転促進事業費	354,273	42,763	397,036	20,631		20,000		2,132
防災集団移転促進事業	田野地区用地建物調査委託料 41,263千円、事務費 1,500千円							

教育費

学校管理費	294,544	3,000	297,544			3,000		
小学校教育施設整備事業	小学校シャワー整備工事費							
学校管理費	79,880	232,343	312,223			270,300		△ 37,957
西部統合小学校建設事業	・仮称西部統合小学校統合準備委員会事務費(謝礼金・旅費) 400千円 ・仮称西部統合小学校建設工事実施設計業務委託料 190,000千円 ・旧津宮幼稚園解体設計業務・工損調査業務委託料 41,943千円 【財源組替】用地測量業務分 38,400千円(一般財源→市債)							
学校管理費	41,442	3,046	44,488					3,046
学校支援員等配置事業(小学校)	特別支援教育支援員・学力向上支援員・ICT支援員人件費							
学校管理費	20,123	1,201	21,324					1,201
学校支援員等配置事業(中学校)	特別支援教育支援員・学力向上支援員・ICT支援員人件費							
学校給食費	14,000	6,000	20,000					6,000
物価高騰対策費	学校給食会運営費補助金(物価高騰)							

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳						
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要									
国民健康保険事業特別会計										
	3,184,890	1,019	3,185,909	3,922			50	△ 2,953		
国民健康保険事業特別会計	【歳入】基金運用収入 50千円、一般会計繰入金 △2,953千円、制度関係業務事業費補助金 3,922千円 【歳出】一般管理費 969千円、基金積立金 50千円									
後期高齢者医療事業特別会計										
	880,511	743	881,254					743		
後期高齢者医療事業特別会計	【歳入】一般会計繰入金 743千円 【歳出】一般管理費 743千円									

令和6年度 12月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳													
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	5-2.一般補助施設整備等	6.一般単独(6-3~6は内書き)					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策	
										6.一般単独計	6-3.内緊急防災	6-4.内公共施設等	6-5.内緊急自然災害	6-6.内緊急凌濶				
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	8	99,100		99,100													99,100
	市民センター整備事業	8	2,700		2,700													2,700
	有福温泉公衆浴場整備事業	7	1,900		1,900												1,900	
	地域コミュニティ交流センター整備事業	8	4,400		4,400													4,400
	生活交通バス整備事業	8	12,000		12,000													12,000
	江津ひと・まちプラザ整備事業	8	4,100		4,100													4,100
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	8	6,200		6,200													6,200
児童福祉債	保育所等整備事業	8	91,000		91,000													91,000
衛生債	地域医療支援対策事業	8	(100,000)		(100,000)													(100,000)
	エコクリーンセンター整備事業	8	(692,600)		(692,600)													(692,600)
	汚泥共同処理施設周辺整備事業	8	15,800		15,800													15,800
	リサイクル推進施設事業	7	3,200		3,200												3,200	
	不燃物処理場整備事業	8	39,400 (7,000)		39,400 (7,000)													39,400 (7,000)
農業債	農道整備事業	8	15,600		15,600													15,600
	農地耕作条件改善事業	5	15,500 (1,400)		15,500 (1,400)				15,500 (1,400)									
	ライスセンター再編整備事業	8	467,000		467,000													467,000
林業債	災害関連緊急治山事業	6	11,900		11,900					11,900								
	林業専用道開設事業	7	23,500	3,800	27,300												27,300	
商工債	地場産業振興センター改修事業	8	(5,700)		(5,700)													(5,700)
	風の国施設整備事業	8	2,800		2,800													2,800
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	6・8	43,500 (1,200)		43,500 (1,200)					13,500		13,500						30,000 (1,200)
	市道敬川試験場線側溝改良事業	8	15,300 (2,000)		15,300 (2,000)													15,300 (2,000)
	橋梁長寿命化事業	7・8	25,900 (16,100)		25,900 (16,100)												4,500	21,400 (16,100)
	通学路整備事業	8	64,700 (300)		64,700 (300)													64,700 (300)
	落石対策事業	1	9,100 (8,800)		9,100 (8,800)	9,100 (8,800)												
	緊急凌濶推進事業	6	10,000		10,000					10,000							10,000	
都市計画債	急傾斜地崩壊対策事業	6	2,000		2,000					2,000							2,000	
	公園施設長寿命化事業	8	14,300		14,300													14,300
	東高浜市街地整備事業	8	29,100	8,500	37,600													37,600
	石見海浜公園整備事業(県営)	8	19,300		19,300													19,300
	防災集団移転促進事業	5・8	137,800 (200)	20,000	157,800 (200)				83,300 (200)									74,500
	中央公園整備事業	8	26,500 (9,500)		26,500 (9,500)													26,500 (9,500)
	都市下水路排水ポンプ整備事業	6		80,000	80,000					80,000							80,000	

令和6年度 12月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳												
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	5-2.一般補助施設整備等	6.一般単独(6-3~6は内書き)					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策	
消防債	防災施設整備事業	6	(3,000)		(3,000)					(3,000)	(3,000)							
	消火栓整備事業	6	5,600		5,600					5,600	5,600							
	高機能消防指令センター更新事業	8	28,300		28,300												28,300	
小学校債	大規模改修事業	8	244,000	3,000	247,000												247,000	
	学校建設事業	8	10,200	270,300	280,500												280,500	
中学校債	大規模改修事業	8	48,300 (7,200)		48,300 (7,200)												48,300 (7,200)	
教育債	学校給食費	8	11,500		11,500												11,500	
臨時財政対策債	臨時財政対策債	13	20,000		20,000												20,000	
農林水産施設災害復旧債	現年発生農地災害復旧事業	3	3,300		3,300		1,300	2,000										
	現年発生農業用施設災害復旧事業	3	(2,200)		(2,200)		(2,200)											
公共土木施設等災害復旧債	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	3	22,400 (11,000)		22,400 (11,000)		17,000 (11,000)	5,400										
市債・現年分合計				385,600					20,000	80,000			80,000		3,800	281,800		
合計			1,607,200	385,600	1,992,800	9,100	18,300	7,400	98,800	123,000	5,600	13,500	93,900	10,000	36,900	1,679,300	20,000	
市債・繰越分合計 ()書き				(868,200)		(868,200)	(8,800)	(13,200)		(1,600)	(3,000)	(3,000)					(841,600)	
市債・現年分 繰越分 合計			2,475,400	385,600	2,861,000	17,900	31,500	7,400	100,400	126,000	8,600	13,500	93,900	10,000	36,900	2,520,900	20,000	

定住促進空き家活用事業・地域商業活性化支援事業について

1. 事業の目的

市が地域コミュニティ組織と連携し、地域コミュニティ組織が地域の空き家を定住者用住宅や賃貸住宅等に改修し、地域外からの定住者の確保を図る取組みや、空き店舗を改修し、商業環境を整備する取組みを県と市が協調して支援することにより、空き家等の活用、及びU・Iターンの促進、商業機能の維持・向上の促進を図る。

2. 事業の内容

有福温泉町の空き家3軒を賃貸住宅及び店舗に改修し、その費用の一部を補助する。

- ①店舗併用住宅1軒（2階：賃貸住宅）
- ②店舗併用住宅1軒（1階：店舗、2階：賃貸住宅）
- ③集合住宅 1軒（賃貸住宅）

《定住促進空き家活用事業》

事業は「有福温泉町まちづくり協議会」が実施団体。

(空き家の家主との交渉や長期賃貸契約、簡易耐震診断、改修工事発注、空き家賃貸等希望者の内覧対応及び賃貸契約などは協議会が委託する事業者が実施)

《地域商業活性化支援事業》

飲食店の創業予定者が店舗併用住宅1軒の空き店舗部分を改修する。

3. 事業の効果と目標

有福温泉町の空き家3軒を改修し移住希望者に賃貸することでU・Iターン者数が増加する。また、飲食店が増えることで有福温泉利用者へのサービスが向上する。

4. 事業費及び予算額（補正額）

《定住促進空き家活用事業》

16,500千円（事業実施団体へ定額補助）

《地域商業活性化支援事業》

2,400千円（補正額3,000千円のうち、補助上限額2,400千円を補助）

5. 財源

《定住促進空き家活用事業》

中山間地域空き家活用促進モデル事業補助金（島根県） 10,998千円

一般財源 5,502千円

《地域商業活性化支援事業》

地域商業等支援事業費補助金（島根県） 1,200千円

一般財源 1,200千円

事業実施予定物件①

事業内容

- ・2階部分を改修し賃貸物件として定住希望者に貸出



事業実施予定物件②

事業内容

- ・2階部分を改修し賃貸物件として定住希望者に貸出
- ・1階部分を店舗として改修



事業実施予定物件③

事業内容

- ・南側の1棟改修し賃貸物件として定住希望者に貸出



都市下水路管理費について (渡津 10 号都市下水路排水ポンプ設置)

1. 事業の目的

令和 3 年 8 月豪雨により渡津町地内の 10 号都市下水路沿川において、家屋の浸水被害が発生したため、10 号都市下水路沿川の内水被害の低減を図りたい。

2. 事業の内容

- ①遠隔始動排水ポンプシステム
排水ポンプ $4 \text{ m}^3/\text{m} \times 6$ 基、遠隔始動制御盤等システム 1 式導入
- ②遠隔始動排水ポンプシステム設置に係る整備工事、電柱移設等
- ③10 年間保守点検パッケージ

3. 事業効果と目標

令和 3 年 8 月洪水時の浸水被害の低減を図る。

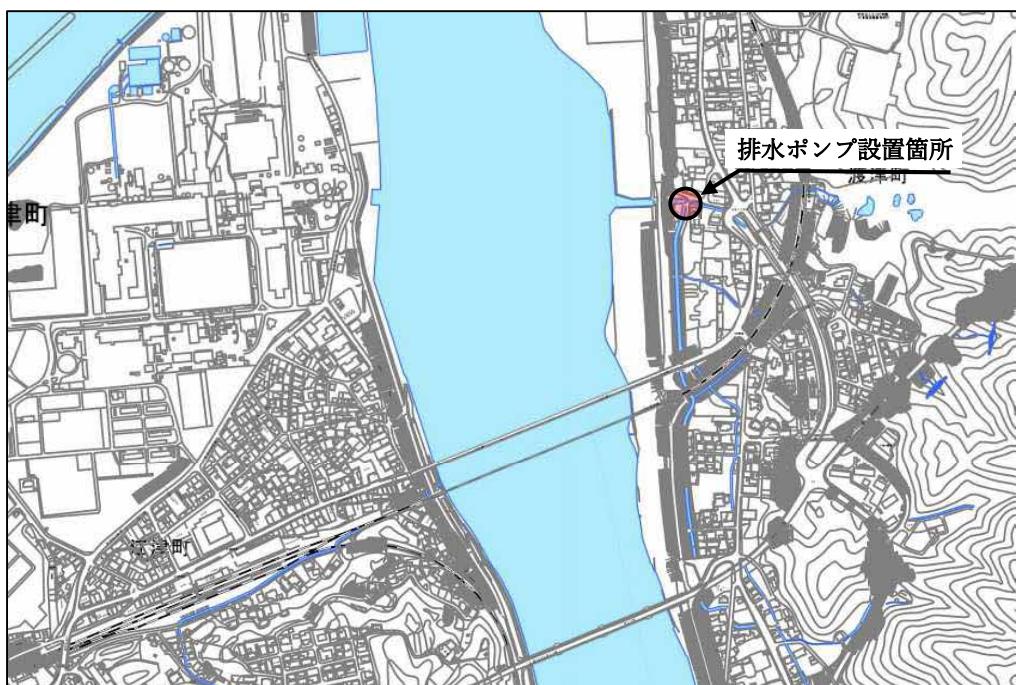
4. 事業費及び補正額

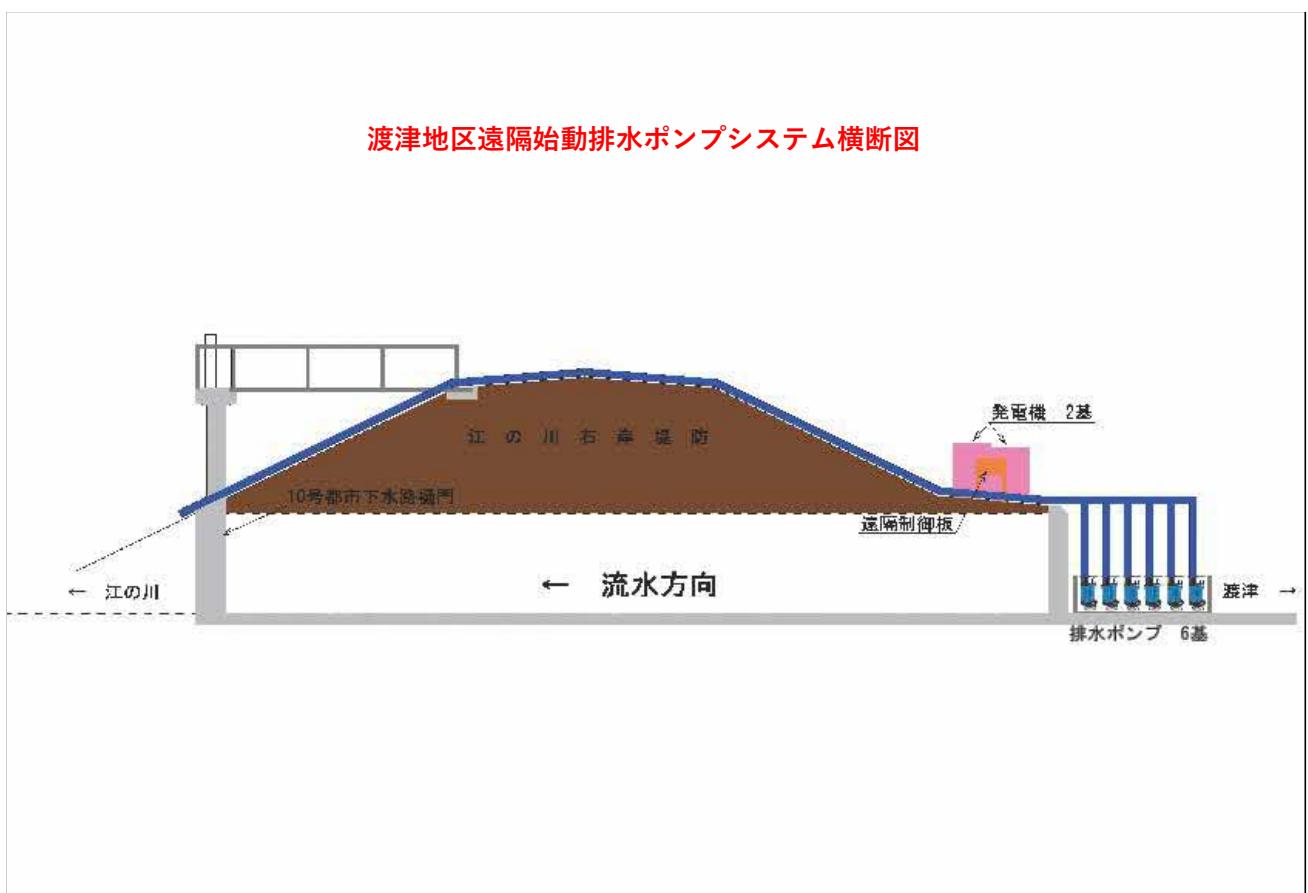
80,000 千円

5. 財源

緊急自然災害防止対策事業債 80,000 千円

位置図





西部統合小学校建設事業について

1. 事業の目的

津宮小学校と川波小学校の統合校舎を建設することにより、子どもたちにより良い学習環境を提供する。

2. 事業の内容

実施設計業務や旧津宮幼稚園解体設計業務、周辺の工損調査などを前倒しで実施する。

3. 事業の効果と目標

現在設定しているスケジュールである令和11年度末の全施設完成を目指す。

4. 事業費

○設計業務 193,500千円

- ・仮称西部統合小学校建設工事実施設計業務 190,000千円 (ZEB化設計含む)
- ・旧津宮幼稚園解体設計業務 3,500千円

○補償調査業務 38,443千円

- ・造成工事に伴う工損調査委託料

○統合準備会運営費 400千円

- ・委員謝金 300千円、費用弁償 100千円

5. 予算額（補正額）

232,343千円 (当初予算額 79,880千円 合計 312,323千円)

【財源内訳】

市 債 270,300千円 (既に実施した業務の一部を起債対象に振り替えたため)

一般財源 ▲37,957千円